

# 第1章 環境基本計画の推進



# 第1節 市川市環境基本計画の概要

## 1. 概要

今日、地球温暖化をはじめとする地球規模で発生している環境問題は、世界における大きな課題として捉えられています。この地球環境問題の解決のため、国際的な機関の設置や会議の開催、地球温暖化対策などに関する合意が行われ、各国が協力して地球環境保全に取り組むための枠組みの整備が進められています。

わが国においても環境基本法の制定、環境基本計画の策定、環境影響評価法や地球温暖化対策の推進に関する法律等の法整備のみならず、様々な施策が打ち出されています。

市川市では、様々な環境問題に対応し、持続可能な社会の形成に地域から取り組んでいくため、市川市環境基本条例を制定するとともに、市川市環境基本計画を策定し、「環境の保全及び創造」に関する施策の方向を定め、法令等の整備や組織体制の充実に図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

## 2. 計画策定の経緯

本市では、平成5年に市総合計画を環境面から推進する行政指針として「いちかわ環境プラン」を策定し、それまでの公害防止を中心とした施策からの転換を図り、快適環境の創造を目指してきました。

しかしながら、自動車交通公害問題や生活排水による水質汚濁、ごみの増加などの深刻化する「都市生活型環境問題」、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などのように地球レベルへの空間的広がりや解決に長い年月を要する「地球環境問題」、さらにダイオキシン類などの有害化学物質による「環境汚染の問題」などに対応し、よりの確で効果的な施策を推進していく必要性が高まってきました。

そこで、平成4年にブラジルで開催された地球サミットにおける「持続可能な開発」についての国際的な合意や平成5年の環境基本法の制定など、国内外における新たな環境保全の枠組みについての動向等を踏まえ、平成10年7月に市川市環境基本条例を制定し、平成12年2月には同条例に定めた基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例の規定に基づき、「(第一次)市川市環境基本計画」を策定し、各環境施策を実施してきました。

その間、大気や河川の環境改善、ごみ排出量の削減など、いわゆる都市生活型の環境問題については、一定の進展が図られました。その一方で、地球規模で進行する温暖化への対応や生物多様性の保全については、更なる取り組みが必要となってきました。

この第一次計画の期間満了に伴い、これまでの計画を検証するとともに、市川市環境審議会並びに第VI期市川市環境市民会議からの提言や市民等の意見、更に平成23年3月に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、より一層の環境施策の推進を図るため、平成24年3月、新たに「第二次市川市環境基本計画」を策定し、24年度より計画に基づく取り組みを実施しています。

### 3. 計画の体系

第二次市川市環境基本計画は、市川市環境基本条例に規定された計画として、また、市の総合計画を環境面から推進する個別計画として、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の達成を目指し、5つの基本理念を実現するために9つの施策の分野を示しています。(体系図参照)

#### 基本目標

「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」

#### 基本理念(概要)

##### ①自然が息づくまち（自然環境）

多様な自然及びそこに生育する生き物と共生しながら、自然環境の保全再生を行うとともに自然とのふれあいづくりを推進し、自然が息づくまちを築いていきます。

##### ②地球にやさしいまち（地球環境）

地球環境の保全を自らの課題と認識し、市民（市民団体を含む）・事業者・市のそれぞれが積極的に地球温暖化問題への対策等に取り組み、地球にやさしいまちを築いていきます。

##### ③健やかに暮らせるまち（生活環境）

生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保持し、快適な生活環境を保全し、健やかに暮らせるまちを築いていきます。

##### ④資源を大切にするまち（資源循環・廃棄物）

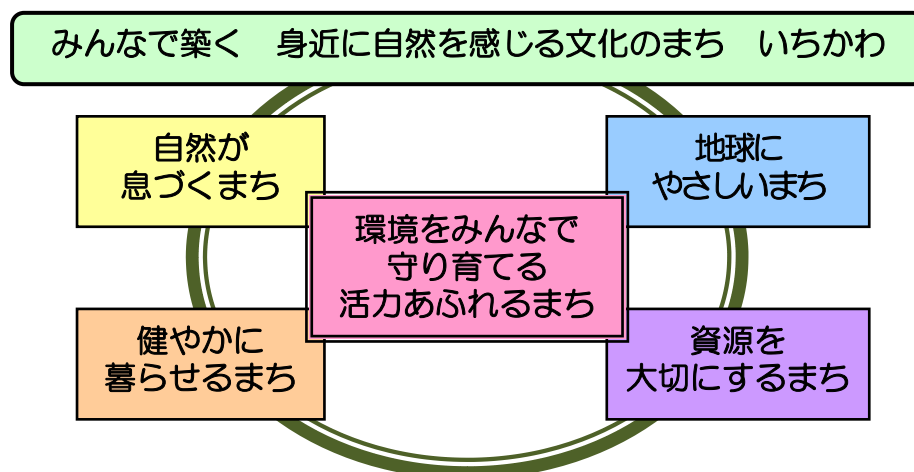
資源の消費抑制と健全な資源循環を確保し、市民・事業者との協働の下に3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、資源を大切にするまちを築いていきます。

##### ⑤環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち（協働）

暮らしや事業活動と環境との関わりについて学び、環境活動に参加することにより、市民（市民団体を含む）、事業者、行政が相互理解と役割分担の下に協働して取り組み、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちを築いていきます。

基本理念①から④の全ての分野に関わるものとして、基本理念⑤があります。  
全ての基本理念に基づき、基本目標である将来環境像の実現を目指していきます。

### ■ 基本目標と基本理念のイメージ



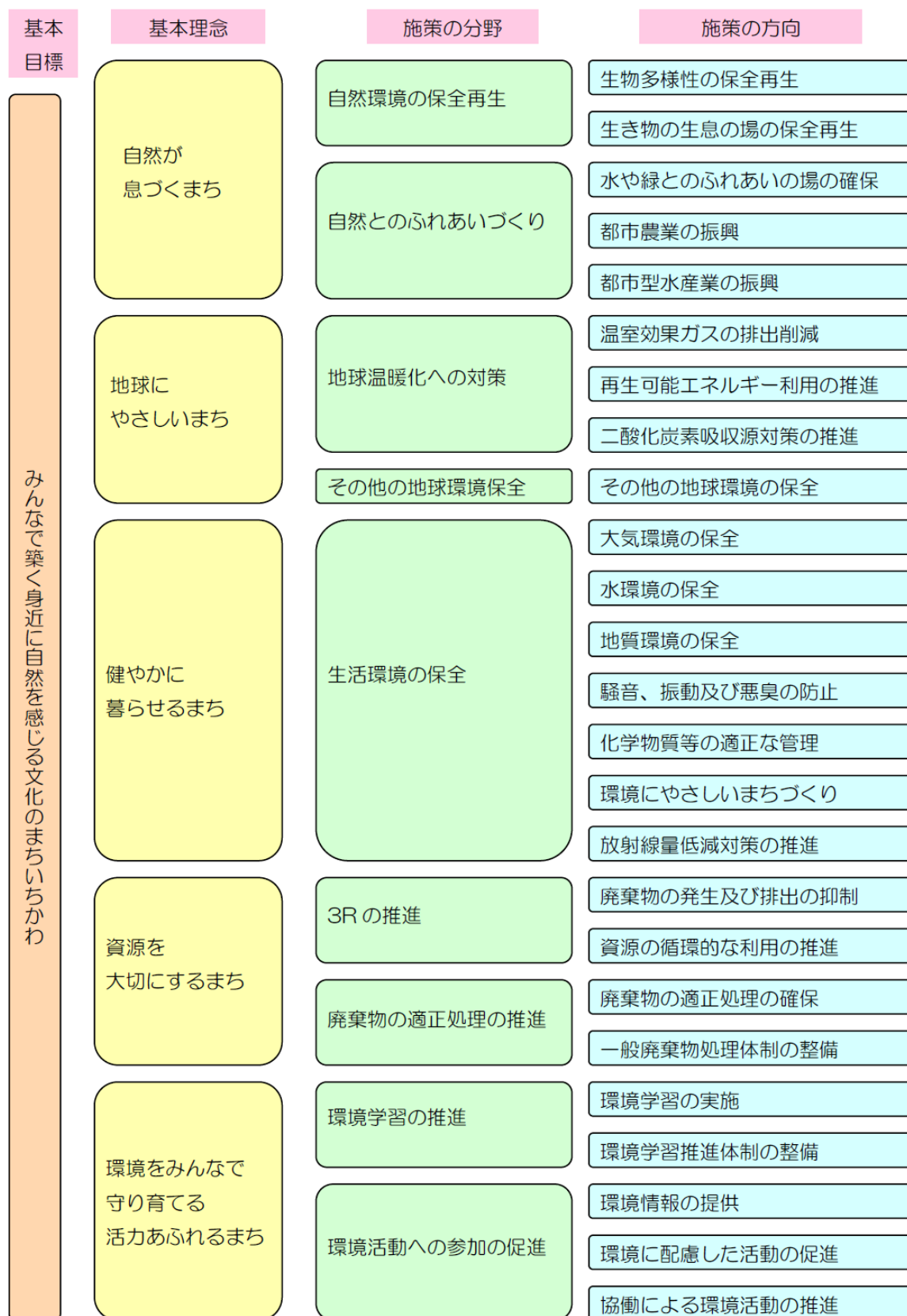
#### 計画の主体と役割

- 市 民**：自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組み、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力する。
- 事 業 者**：環境法令等を遵守し、生物多様性に配慮した事業活動に努めるとともに製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組み、再生資源の利用に努める。さらに環境の保全及び創造に関して積極的に行動し、市が実施する施策に協力する。
- 市（行政）**：環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民・事業者と協力するとともに国や他の地方自治体との連携を図る。

#### 計画の期間

平成23年度から平成32年度まで（2011年～2020年）

■体系図



## 4. 計画・施策の推進

市川市環境基本計画を推進していくために、施策や事業の実施状況を点検・評価し継続的な改善を図るとともに、推進体制を整備・充実させ、計画の実効性を確保しています。

### (1) 進行管理

計画の達成状況についてP D C Aサイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と改善を進めていきます。



#### 計画 (Plan)

- ・環境基本計画や関連計画等の策定
- ・施策や目標などの設定
- ・計画策定への参加（協働）

#### 実施 (Do)

- ・施策の実施
- ・施策に関する情報提供
- ・施策への参加（協働）

#### 点検・評価 (Check)

- ・環境の現況の把握と評価
- ・施策の実施状況の把握と評価
- ・アンケート等を通じた評価（協働）

#### 改善・見直し (Action)

- ・評価結果を踏まえた施策の見直し
- ・環境審議会などからの意見の反映
- ・環境市民会議等からの提案（協働）

### (2) 推進体制

資料 1-1-1、-2 (P. 115~P. 116)

#### ①市川市環境調整会議

副市長と関係部局長で構成する環境調整会議を設置し、環境施策の総合的な調整を図っています。

#### ②市川市環境審議会

環境施策に関する基本的事項について、学識経験者や市民の代表者などで構成する環境審議会に諮問・報告し、答申や提言を求めています。

#### ③市川市環境市民会議

計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される「市川市環境市民会議」を設置し、本会議からの提案などを環境施策に反映します。（市民・事業者等との協働）

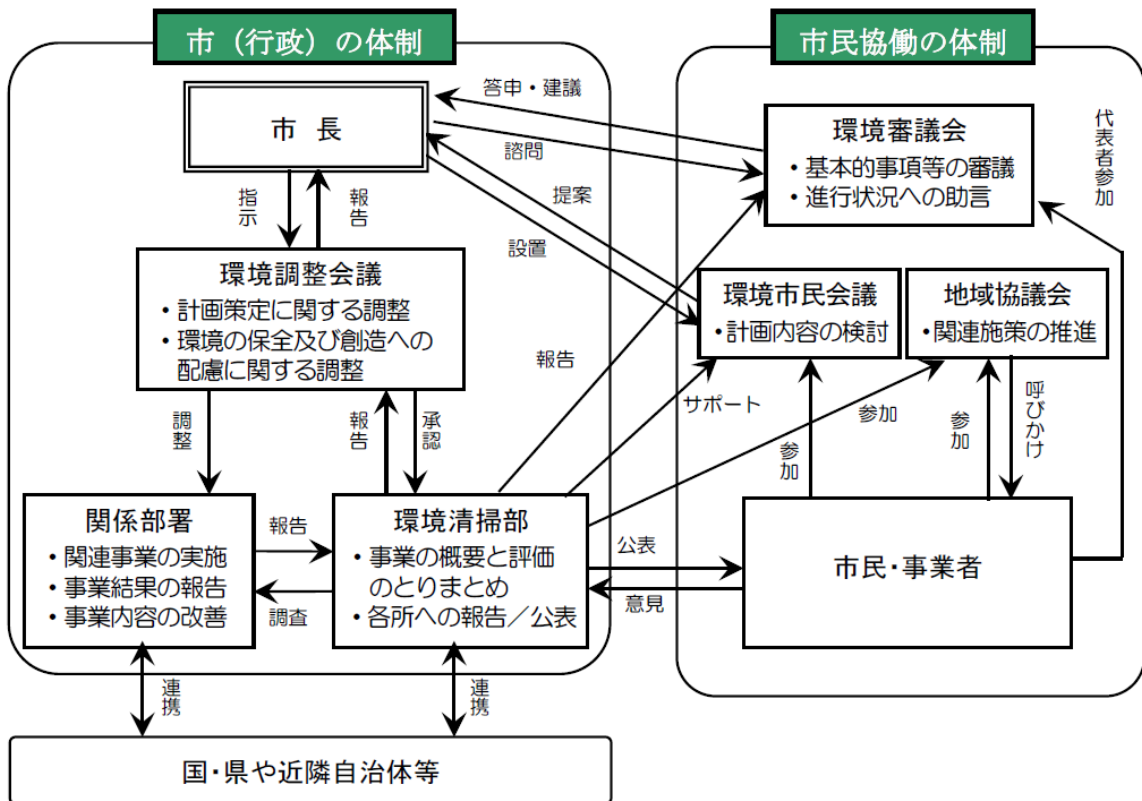
#### ④地域協議会

計画を推進するため、「市川市地球温暖化対策推進協議会」等の地域協議会と協働して、推進を図ります。

⑤広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に取り組むため、国や千葉県、近隣自治体等と連携し、推進を図ります。

■推進体制の相関図





## 第2節 環境マネジメントシステムによる取組

### 1. 概要

地球環境問題や都市生活型の環境問題に対応し、持続可能な社会を地域から構築していくために、これらの環境課題を総合的な環境政策としてマネジメントしていくための仕組みを構築し、組織横断的に、あらゆる施策・事業の立案・執行の過程において環境配慮を織り込んでいく必要があります。

そこで本市では、環境マネジメントシステムに関する国際規格 I S O 14001 の認証を、本庁舎をはじめとする20施設を対象に平成14年3月1日に取得し、システムの運用と継続的な改善に取り組んできました。

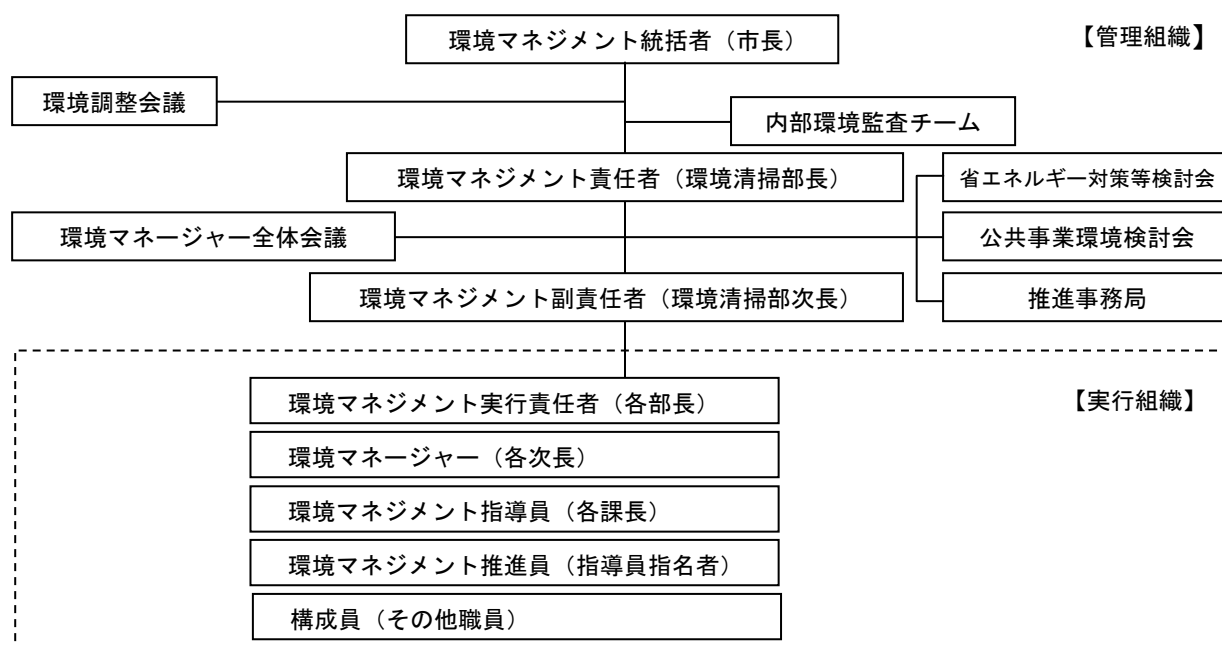
その後、職員の環境意識の向上やシステムの継続的な運用が定着してきたことなどから、平成23年3月以降は市独自の環境マネジメントシステムとして取り組みを継続しています。

さらに平成25年度からは、適用範囲を全庁に拡大し、温暖化対策と省エネ対策の推進に取り組んでいます。

### 2. 環境マネジメントシステムの取組状況

資料1-2-1 (P.117~P.121)

#### (1) 推進組織



#### (2) 環境方針

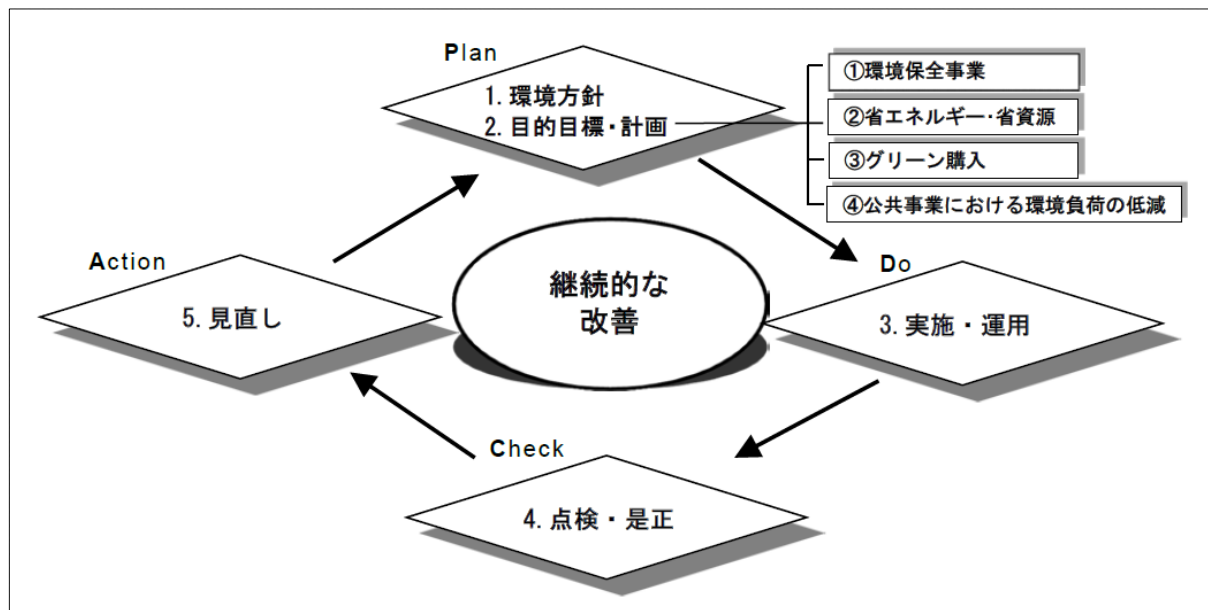
環境方針は、環境マネジメントシステムを構築・運営していく上での市長の決意表明であり、第二次市川市環境基本計画に定める5つの基本理念を踏まえ、中・長期的な展望の下に環境関連施策を推進していくことなどを示しています。

### (3) 目的・目標・実施計画

環境マネジメントシステムでは、市が行う事務事業のうち、環境に重大な影響を及ぼす要素を特定し、具体的な環境目的（施策レベルの達成目標）、環境目標（個別事業レベルの達成目標）、環境目的・目標を達成するための実施計画を策定し（Plan）、実施し（Do）、途中経過や結果を点検・是正し（Check）、システムの運用自体を見直す（Action）というPDCAサイクルを活用しながら、より効果的・効率的な業務の執行体制を整え、環境負荷の低減・環境保全の推進に努めています。

取組の区分		取組の分野	取組内容
環境保全・創造に関する取組	①	環境保全事業	環境基本計画の理念の実現に向けて、環境に有益な事務事業を環境保全事業に位置付けて環境の保全・創造に取り組んでいます。
事務事業に起因する環境負荷の低減に関する取組	②	省エネルギー・省資源	事務事業における電気、ガス、ガソリン等の燃料消費量の削減やごみ排出量の削減などに取り組んでいます。
	③	グリーン購入	環境面に配慮した製品等の購入を推進しています。
	④	公共事業における環境負荷低減	建設副産物の再資源化・適正処理、環境に配慮した建設資材の使用、資源循環に配慮した公共工事に取り組んでいます。

■環境マネジメントシステムのサイクル



### (4) 取組結果

平成25年度の取組結果は次の表（次ページ）のとおりでした。

なお、省エネルギー・省資源（エコオフィス活動）の取り組みでは、二酸化炭素排出量を平成23年度（基準年度）に比べて約218トン（0.8%）削減し、コストに換算すると約149万円の節約（平成25年度の単価で算出）となりました。また、環境マネジメントシステムの取り

組みを開始した平成13年度から平成25年度の累計では、二酸化炭素排出量を約5,713トン削減し、コストでは約3億1千万円の節約となっています。

### ■分野別の取組結果

取組の分野	目標	目標達成状況
①環境保全事業（対象49事業）	各事業別に設定	95.9%（47事業で目標を達成）
②省エネルギー・省資源		
ア) 電気使用量	23年度比-1.0%	- 0.2%
イ) 都市ガス使用量	23年度比-1.0%	+ 3.4%
ウ) LPG使用量	23年度比-2.0%	- 2.3%
エ) 自動車用燃料使用量	23年度比-1.0%	- 0.9%
オ) 重油使用量	23年度比-6.0%	-17.1%
カ) 灯油使用量	23年度比-3.0%	-15.7%
キ) 可燃ごみ排出量	23年度比-1.0%	+ 6.9%
③グリーン購入	100%	99.0%（平均調達率）
④公共事業における環境負荷の低減		
ア) 建設副産物の再資源化・適正処理	コンクリート塊 100%	100%
	アスコン塊 100%	100%
	廃木材 100%	100%
	土砂 100%	100%
イ) 環境に配慮した建設資材の使用	砕石 100%	100%
	アスファルト混合物 100%	100%
	土砂 100%	100%
	建設機械 100%	100%
ウ) 資源循環に配慮した公共工事の実施	高炉セメント 100%	100%
	下塗り用塗料 100%	必要とする工事なし

## 第3節 環境の現況と施策・事業の実施状況

### 1. 環境基本計画の実施状況

資料1-3-1 (P.122~P.124)

計画に掲げる5つの基本理念ごとに実施された平成25年度の施策や事業については次のとおりです。

#### (1) 基本理念「自然が息づくまち」(自然環境)

##### ①現況

昭和30年代後半から首都圏のベッドタウンとして急激に都市化が進行していききましたが、北部では大町公園の湿地や斜面林、梨畑や農家の屋敷林、中部では市街地に残るクロマツ、南部では野鳥観察舎が立地する行徳近郊緑地特別保全地区などの貴重な自然が残されてきました。

しかし、都市化の進展により、緑地や水辺、そして農地が失われていった結果、残された自然も市街地により分断され、自然環境のつながりが薄れてしまいました。

そのため、生き物たちの生息の場であるとともに市民の財産でもある地域の自然を保全していくとともに、自然環境のつながりの再生を図り、生物多様性を豊かにしていくことが求められています。

##### ②施策や事業の実施状況と今後の課題

#### ア) 施策の分野「自然環境の保全再生」

緑地の公有地化や緑地保全協定等により生物の生息場となる緑地の保全に努めるとともに、自然環境の実態を把握するための調査を実施しました。また、環境省のレッドデータブックに絶滅危惧種Ⅰ類に指定された藻類イノカシラフラスコモの保護保全事業、自然環境に関する啓発図書の販売を実施しました。

平成26年3月には地域における生物の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。「自然環境のつながり」や「人と自然とのつながり」を再生し、生き物にも人にもやさしい地域社会の実現を目指していきます。

#### イ) 施策の分野「自然とのふれあいづくり」

市川市みどりの基本計画に基づく公園・緑地の整備や都市基盤河川改修工事(大柏川)における多自然川づくりの整備、行徳近郊緑地での自然観察会などの事業を実施しました。

緑地や水辺などを再生していくことにより、自然とふれあうことのできる機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで人々に潤いと安らぎをもたらすことが大切です。さらに、身近な自然の恵みを実感するためには、都市農業や水産業の振興も重要な要素となっています。

## (2) 基本理念「地球にやさしいまち」(地球環境)

### ①現況

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が平成25年に公表した第5次評価報告書（第1作業部会報告書）では、私たち人間の活動が地球温暖化の主な要因である可能性が極めて高いと述べています。今後実施される地球温暖化対策によりはりますが、同報告書では、今世紀末には地球全体の平均気温は最大で4.8度上昇し、海面は最大82cm 上昇すると予測され、平均気温の上昇に伴って中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、極端な降水がより強く頻繁となる可能性が非常に高いとされるなど、私たちの生活基盤そのものを揺るがすものになることが懸念されています。このほかにも「酸性雨」、「オゾン層の破壊」などの地球環境問題が顕在化しています。

本市における二酸化炭素の排出量は、平成2年度に対し、平成18年度は工場の廃止や市外への移転等により産業部門が著しく減少したことから、大幅な減少となりました。

しかし、新たな対策が追加されないと仮定した場合、将来の排出量は増加すると推計されており、積極的な取り組みが求められています。

### ②施策や事業の実施状況と今後の課題

#### ア) 施策の分野「地球温暖化への対策」

本市の二酸化炭素排出量は将来増加に向かうことが予測されており、あらゆる主体がこれらの情報を共有するとともに地球温暖化問題への理解を深め、各自のライフスタイルの変革につなげることが必要となっています。このため、市域の温暖化対策として平成21年3月に「市川市地球温暖化対策推進プラン」を策定し、エコライフの啓発と推進、エコドライブの推進、新エネルギー設備や高効率エネルギー機器の普及促進等に関する事業を実施しています。今後も市民、事業者、関係団体、市が自ら積極的に対策に取り組むとともに連携を強化していくことが必要となっています。

また、平成12年度から住宅用太陽光発電システム設置助成事業を始め、更に平成25年度より住宅用省エネ設備導入促進事業を開始し、住宅の低炭素化の普及促進に努めています。

#### イ) 施策の分野「その他の地球環境保全」

地球温暖化のほか、地球環境問題としては酸性雨やオゾン層の破壊が比較的身近な問題ですが、酸性雨については原因物質の排出抑制対策、オゾン層の破壊についてはフロン類の排出抑制対策を実施しています。

### (3) 基本理念「健やかに暮らせるまち」(生活環境)

#### ①現況

人口集中や社会経済活動の活発化に伴い、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁など都市生活型の環境問題に加え、近年では産業の高度化に伴い排出される化学物質などによる環境や人体への影響も懸念されています。経年的には大気汚染の状況や河川の水質などは改善の傾向にありますが、光化学オキシダントのようにいまだに環境基準を達成していない項目もあり、更なる改善への取り組みが必要です。

また、快適で住みよい環境を実現するために、良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

#### ②施策や事業の実施状況と今後の課題

##### ア) 施策の分野「生活環境の保全」

市川市環境保全条例及び大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令に基づく規制及び定期的な環境調査、環境活動推進員制度等の市民との協働による啓発事業、公共下水道整備及び合併処理浄化槽普及の促進に関する事業等を実施しました。これらの結果、大気環境(光化学オキシダントを除く)、水環境(河川の水質)や環境中の有害化学物質(ダイオキシン類など)濃度については長期的には改善の傾向にありますが、音環境、におい環境、地質環境については目立った改善傾向は見られず、引き続き対策の推進が必要となっています。

なお、大気環境調査については浮遊粒子状物質(SPM)のうち、直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質について、呼吸器や循環器への影響が懸念されることから平成24年6月より市内での測定を開始しました。

## (4) 基本理念「資源を大切にすまち」（資源循環・廃棄物）

### ①現況

廃棄物処理の目的が従来の排出された後の廃棄物処理を中心としたものから、環境への負荷低減とともに、循環型社会の形成に重点を置いたものに変遷したことを踏まえ、本市では、家庭ごみと資源物の12分別収集の導入やマイバッグ運動の展開などの様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に加え、世界的な資源の制約や地球環境問題への対応の必要性から、資源循環への取り組みの重要性は増し、同時に廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減が求められています。

### ②施策や事業の実施状況と今後の課題

#### ア) 施策の分野「3Rの推進」

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再利用）を推進するため、「いちかわじゅんかんプラン21」を策定（平成21年度改定）し、様々な取り組みを実施しています。特に地域における活動については「じゅんかんパートナー」や「ごみ減量・資源化協力店」などと協働した取り組みを実施しています。また、市民のリユース活動や意識啓発の促進のためリサイクルプラザを運営しています。

ごみの減量や資源のリサイクルは資源循環型社会の構築のみならず、地球温暖化対策としても重要であり、今後も一層の推進が必要です。

#### イ) 施策の分野「廃棄物の適正処理の推進」

循環型社会の構築を実現するため、家庭ごみの分別排出促進のための啓発、事業所のごみ処理に関する個別指導、不法投棄対策としてのパトロールなどを実施しました。

また、クリーンセンター（一般廃棄物の処理）や衛生処理場（し尿等の処理）の適切な維持管理に努めました。

今後、引き続き収集運搬体制の最適化や処理設備等の計画的な修繕・更新に取り組むとともに、次期クリーンセンター建設計画の推進が必要とされています。

## (5) 基本理念「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」(協働)

### ①現況

身近な生活環境から地球環境に至るまで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、家庭、地域、職場、団体活動の中で、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に取り組んでいくことが必要となっています。また、主体別の取り組みに加え、各主体が協働して取り組んでいくことが重要となっています。

このような取り組みを推進するため、環境に対する意識を高めるとともに、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるための仕組みづくりが求められています。

### ②施策や事業の実施状況と今後の課題

#### ア) 施策の分野「環境学習の推進」

環境に関して学び、体験することによって環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動していく人材の育成を目指し、学校教育や生涯学習における環境講座、環境講演会や市民環境講座の開催等の事業を実施しました。

今後も、環境学習の推進とともに、取り組みに携わる人材を育成していく必要があります。

#### イ) 施策の分野「環境活動への参加の促進」

市民が環境に関心を持ち、環境保全に取り組むための意欲を増進していくために、市川市環境活動推進員によるエコライフ等の啓発や、毎年6月の環境月間に合わせて環境に配慮したライフスタイルを広く市民に情報発信する「いちかわ環境フェア」の開催のほか、環境活動団体への支援事業などを実施しました。

また、事業者に対しては、市との間で環境保全協定を締結し、環境保全に関する情報提供や事業者間の情報交換が促進する機会の提供、積極的な広報の展開などに取り組んでいます。

今後、市民・事業者・行政など各活動主体の交流や連携を更に促進することが求められています。